

国立大学教育研究評価委員会（第39回）議事録

1. 日 時 平成26年10月28日（火） 13:30～15:30
2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
3. 出席者
（委員）大沢委員、梶山委員、小畑委員、相良委員、杉山委員、関本委員、
豊田委員、中島委員、福山委員
（事務局）野上機構長、岡本理事、山田理事、川口顧問、木村参与、河野教授、
川嶋客員教授、山本客員教授、林准教授、鎌塚評価事業部長、
小山田評価企画課長 外

議 事

- (1) 専門委員の委嘱について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

・第38回の議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 それでは、議事に入ります。事務局から配付資料の確認をお願いします。

● 本日の議事次第に基づき、配付資料の確認をお願いします。

資料1が7月3日に開催されました第38回の議事録（案）、資料2-1が「専門委員の選考方針・配置方針について（案）」、資料2-2が「達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の編成について（案）」、資料3が「今後のスケジュール（案）」です。

この他、机上資料として本委員会の基礎資料ファイル、第2期中期目標期間における「評価実施要項」等を御用意しています。以上です。

○委員長 それでは、専門委員の委嘱について検討します。評価者となる専門委員の委嘱に向けて、専門委員の選考方針・配置方針、達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の編成について、ワーキンググループにて議論を進めていただいています。ワーキンググループ主査より御報告をお願いします。

○ ワーキンググループの検討状況について御報告申し上げます。今、委員長から御説明がありましたとおり、評価者となる専門委員の委嘱に向けて、各推薦依頼団体に専門委員候補者の推薦依頼を行うために、専門委員の選考方針並びに配置方針について検討しました。また、達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織、これらの編成

についてもあわせて検討しています。検討結果は、資料２－１「専門委員の選考方針・配置方針について（案）」、資料２－２「達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の編成について（案）」にまとめております。詳細につきましては、事務局から御報告をお願いいたします。

● 資料２－１を御覧ください。こちらは評価者となっていただく専門委員をどのように御推薦いただくか、そして専門委員をどのように配置するか、についての検討事項をまとめた資料です。１ページ目の上段の枠囲いに記載しているとおり、専門委員の委嘱に関するスケジュールについては、本年１１月ごろに候補者の推薦依頼を開始し、平成２７年の２月から３月にかけて専門委員候補者を選出いただくことを予定しています。その後、平成２７年４月以降に専門委員の委嘱作業について実施を予定しています。

続きまして、第１期中期目標期間における専門委員の選考については、１ページ目の下段の枠囲いを御覧ください。第１期は「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」を策定し、専門委員候補者の推薦依頼を実施しています。また、法人ごとの中期目標の達成状況を評価する達成状況判定会議、学部・研究科単位の現況を分析する現況分析部会、現況分析のうち個々の研究業績の水準を判定する研究業績水準判定組織、この３つの組織それぞれにおいて、どのような専門委員を配置するかについてを、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針」として策定しておりました。

なお、資料２－１の７ページ目の参考１に、第１期の「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」を、９ページ目の参考２に、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針」を記載しておりますので、御確認ください。

まず、７ページ目の参考１の「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」から御説明します。「１．選考方針」で専門委員の基本的な条件について定めており、大学の教員及び機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、（１）から（４）のいずれかに該当し、大学評価に理解と意欲のある者としています。

続いて、「２．選考に際しての留意点」では、こちらは大学関係者とそれ以外の有識者、地域、性別について偏りがないように留意することを定めています。

「３．選考方法」の１）では、「（１）推薦依頼団体」で、「①大学関係団体」、「②学協会」、「③経済団体等」、「④その他」の推薦依頼団体について、推薦依頼団体の具名を白丸で表示し、それぞれに求める候補者要件について定めています。

また、８ページ目の「（２）推薦依頼」で推薦依頼の方法、推薦依頼団体に求める書類等について定めています。

次に、２）で専門委員候補者を選考する専門委員選考委員会について定めておりました。専門委員選考委員会委員は、国立大学教育研究評価委員会委員、及び機構の専任教員の中から国立大学教育研究評価委員会委員長が指名することとしており、国立大学教育研究評価委員会委員長が必要と認めた場合については、上記以外の者若干名を専門委員選考委員会委員として加えることができることとしておりました。また、専門委員選考委員会委員長

は、国立大学教育研究評価委員委員長が指名することとしています。更に、専門委員選考委員会は「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」に基づき、専門委員候補者の選考を行い、その結果を国立大学教育研究評価委員会に報告するなどとしていました。

続きまして、9ページ目、参考2「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針」についてです。達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織、それぞれに配置される役職の役割分担と、各役職についてどのような経験を有する者を配置するかなどについて定めていました。

以上が、第1期における状況です。第2期においても第1期を踏襲することとし、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針」を決定した上で専門委員候補者の選考作業を実施してはどうか、と考えています。第2期における「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について（改正案）」、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針（改正案）」については、資料2-1の3ページ目以降を御確認ください。

まず、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について（改正案）」ですが、3ページ目に第1期からの主な改定点を、4ページ目以降に見え消しで改正した改正案を記載しています。

4ページ目を御覧ください。前文の2行目に推薦依頼団体として認証評価機関を追加した上で、記述内容を作業の流れに沿って再整理しています。

次に、「1. 選考方針」については、「機構の教授」という表現を「機構の教員」に改めています。同じ文章中に「大学の教員」という文言を用いているため、平仄を揃えるために、表記を改めています。

「2. 選考に際しての留意点」について、第1期は箇条書きで留意する事項を限定列挙しておりましたが、第2期は文章に溶け込ませています。

「3. 選考方法」については、まず、1)の専門委員の推薦について、各推薦依頼団体の具体名を削除しています。改正理由としては、第1期の記載では推薦をお願いする団体等から必ず推薦を受け付ける必要がある、あるいは他の団体からの推薦は受け付けない、といった誤解を生じる可能性があるため、各団体等から広く推薦を求めることについてのみ、記載しています。

また、各々の候補者要件の記載から「大学評価に理解と意欲のある者」という文言を一律削除しています。改正理由としては、「1. 選考方針」で、既にこの内容は規定しており、重複しているために削除するものです。

次に、各団体等ごとの候補者要件について御説明します。まず、「①大学関係団体」での改定点ですが、候補者は職指定とする必要はないため、候補者要件から「教授職又はそれに相当する教員及び研究者あるいは」という文言を削除しています。

次に、「②認証評価機関」を新規で追加しています。「②認証評価機関」の候補者要件

としては、「大学評価に関し、豊富な経験と知識を有する者」としています。

「②学協会」については、「②認証評価機関」を追加したことにより番号が1番ずれ、「③学協会」としています。

また、「③経済団体等」と「④その他」の区分をあわせて、「その他団体等」とすることとし、「②認証評価機関」を追加したことにより番号が1番ずれ、「④その他団体等」としています。

2)の専門委員選考委員会の設置に関する取り扱いについては、「機構の専任教員（特任教員及び客員教員を含む）」という表記を、「機構の教員」に改めています。改正理由としては、「1. 選考方針」と同様です。

続いて、資料2-1の6ページ目の別紙2「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針（改正案）」です。第1期からの主な改正点は資料2-1の3ページ目下段に記載していますので、9ページ目の参考2に記載している第1期の「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針」と合わせて適宜ご参照ください。

資料2-1の6ページ目、表題における「役割分担」の欄の表記についてですが、第2期の評価作業マニュアルの記載内容に合わせて改正しています。

また、「役割分担」の右隣の表題について、第1期は「選考方針」としていましたが、第2期では「配置方針」と表記を変えています。

「1. 達成状況判定会議」の3段目に記載している「チーム主査」の「配置方針」について、第1期は担当する法人の規模に応じ、大規模、中規模、小規模を書き分けていましたが、規模に関する明確な定義がないことから、「国公立大学の学長経験者又はそれと同等の役職経験者」と、まとめて表記しています。

また、その下の4段目に記載している「主担当及び副担当」の「配置方針」について、第1期は国立大学と公私立大学を分けて記載していましたが、あえて書き分ける理由が見当たらないことから、「国公立大学の学長・副学長経験者又はそれと同等の役職経験者」と改正しています。

5段目に記載している「有識者」の「配置方針」について、第1期では「経済関係団体からの推薦者またはそれと同等の役職経験者」としていましたが、経済団体に限るものではなく、また、有識者に対して役職を勘案するものではないことから、空白としています。

次に、「2. 現況分析部会」の「配置方針」について、第1期は「国立大学の学部長等経験者とそれと同等の役職経験者」としていましたが、国立に限定する理由が見当たらないことから、「国公立大学の学部長・研究科長経験者又はそれと同等の役職経験者」と改正しています。

最後に、「3. 研究業績水準判定組織」の「配置方針」について、第1期は、「役職等問わず各専門分野における優れた研究者」としていましたが、「優れた」という判断が難しいことや、被推薦者を更に選別するような誤解が生じる可能性があることから、「優れた」という表現を削除し、表現を簡潔にしています。

専門委員の選考方針・配置方針に係る改正案については、以上です。

続いて、資料 2-2 「達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の編成について（案）」を御覧ください。こちらは、専門委員選考委員会で具体的に何人の専門委員候補者を選出いただくかについてまとめたものです。

まず、1 ページ目の【これまでの決定事項】について、1 つ目の丸で、評価実施体制については、第 1 期を踏襲し、詳細については今後検討することとしています。達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の実施体制イメージ、役割分担等については、本資料の 8 ページ目から 10 ページ目に記載している、評価作業マニュアルの抜粋を御参考ください。

また、資料 2-2 の 1 ページ目【これまでの決定事項】の 2 つ目の丸で、第 1 期での評価者へのアンケート結果によると、評価作業の負担についてはおおむね適当だったという回答をいただいています。

アンケート結果については、本資料の 11 ページ目から 14 ページ目の抜粋を御参考ください。

以上の【これまでの決定事項】を踏まえた【第 2 期における方向性】としては、①達成状況判定会議、②現況分析部会、③研究業績水準判定組織のそれぞれの規模、役割分担について、基本的な考え方は第 1 期を踏襲し、①達成状況判定会議の評価者総数は国立大学教育研究評価委員会委員にお願いするサブリーダーを除いて約 180 人、②の現況分析部会の評価者総数は約 280 人、③研究業績水準判定組織の評価者総数は約 340 人、としてはどうかと考えています。

ただし、2 つ目の丸に記載しているとおり、達成状況判定会議におけるグループ内のチーム構成の見直し、現況分析単位の確定、その他の状況により、評価者総数については増減する可能性があることの余地を残しておいてはどうかと考えています。

なお、具体的な人数の算出根拠については、資料 2-2 の 2 ページ目以降に記載しています。

まず、2 ページ目の達成状況判定会議について御説明します。上段の表が第 1 期の配置状況になっており、配置方針は①から④にあるとおりです。①チーム主査は総括としての役割を担い、個別法人の主担当・副担当は兼任しない。②主担当校を持つ評価者は 1 人当たり 1 校で、チーム内の他の法人すべての副担当も担う。③ 1 チームに 1 人～3 人、主担当校を持たず、チーム内のすべての法人の副担当を担う評価者を配置する。④ 1 チームに 1 人、大学関係者以外の有識者を配置する。以上により、179 人の評価者にて、第 1 期の達成状況評価を行っています。【第 2 期における方向性】としては、第 1 期の規模を踏襲し、約 180 人としています。

続いて、3 ページ目の現況分析部会について御説明します。上段の表が第 1 期の配置状況になっており、配置方針は、白丸 3 つのとおりです。学部・研究科等の 1 組織当たり主担当 1、副担当 1 で分析を担当する。部会長、副部会長も主担当、副担当を担う。第 1 期

における評価者実人数は260人であり、1人当たりの担当組織数は平均で10.9組織です。

4ページ目の【第2期における方向性】として、現況分析単位数については、基本的には第1期と大きくは変わらない予定であること。また、評価者1人当たりの担当組織数について第1期の平均を勘案し、11組織として推計すると、黄色の網掛けのとおり、275人となります。このことから、第2期の現況分析部会の評価体制は約280人としています。

続いて、5ページ目の研究業績水準判定組織について御説明します。第1期は6ページ目の科学研究費補助金の分科・細目に基づいて評価者を配置しており、第1期の配置状況は白丸3つのとおりです。1つの研究業績を2人で判定するため、科研費の分科ごとに専門部会を設け、最低2人を配置する。専門部会ごとに最低細目数分の人数を配置する。1人当たり判定業績数は300を超えないようにする。これらの配置方針により、第1期において344人の評価者を配置していました。

【第2期における方向性】は、第1期を踏襲し、専門部会ごとに2人を配置する。また、専門部会ごとに最低細目数分の人数を確保する。1人当たりの判定業績数は300を超えないようにする。以上を踏まえて、平成27年度の科学研究費助成事業の分科・細目を用いて推計すると、黄色の網掛けのとおり337人となります。したがって、第2期の研究業績水準判定組織の評価体制は約340人としています。

事務局からの報告は以上です。

資料2-1について、専門委員の選考方針、配置方針についてこのような案でよろしいか。また、資料2-2について、達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織に割り振る評価者の人数が、この案でよろしいかについて御審議のほどよろしく願います。

○委員長 ただいま説明がありました、資料2-1「専門委員の選考方針、配置方針について（案）」、資料2-2「達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の編成について（案）」について、御意見がありましたら御意見ください。基本的には第1期を踏襲し、文言の整理等を行った案になっているかと思います。

よろしいでしょうか。それでは、専門委員の選考方針について、おおむね了承いただきましたので、事務局から「国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会委員名簿」の配付をお願いします。

● 「国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会委員名簿」を御確認ください。専門委員選考委員会委員については、現行の国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループの委員に、不足している専門分野を勘案して委員の補充を行っているものであり、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」に基づき、国立大学教育研究評価委員会委員長が指名しています。

また、専門委員選考委員会の会議運営については、運営規定を改めて設けることせず、ワーキンググループに準ずることとしたいと考えております。

○委員長 専門委員選考委員会委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

● 資料3「今後のスケジュール」を御覧ください。専門委員選考委員会については、来年2月ごろに開催し、専門委員候補者の選出をお願いする予定です。また、次回の国立大学教育研究評価委員会については、その結果を踏まえ、2月から3月頃に開催し、専門委員の候補者について決定いただきます。

なお、法人から幾つか評価作業の詳細について御質問等をいただきますので、法人に対するQ&Aを、第1期と同様に第2期についても作成する予定です。この第2期のQ&Aについても、御審議いただきたいと考えています。

以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。